

岩手県収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による通知について、通知すべき土地所有者の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成19年5月25日

岩手県収用委員会

会長 野村 弘

1(1) 通知すべき書面 一般国道4号改築工事（小鳥谷バイパス・岩手県二戸郡一戸町小鳥谷字上里地内から同町小鳥谷字中屋敷上地内まで）に伴う収用事件に係る審理開始通知書

(2) 通知を受けるべき土地所有者の最後の住所及び氏名

最後の住所	氏名
不明	土地登記簿表題部名義人 上里太藏ほか110名（別紙のとおり。）

(3) 収用しようとする土地等の表示

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県二戸郡一戸町小鳥谷字高森沢	57番	宅地	1,032.00㎡	1,034.62㎡	379.78㎡	宅地	1筆の一部

(4) 通知すべき書面の保管 岩手県収用委員会事務局において保管しているので、来庁の上、その交付を受けること。

2(1) 通知すべき書面 一般国道4号改築工事（小鳥谷バイパス・岩手県二戸郡一戸町小鳥谷字上里地内から同町小鳥谷字中屋敷上地内まで）に伴う収用事件に係る審理開始通知書

(2) 通知を受けるべき土地所有者の最後の住所及び氏名

最後の住所	氏名
不明	土地登記簿表題部名義人 上里太藏ほか110名（別紙のとおり。）

(3) 収用しようとする土地等の表示

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県二戸郡一戸町小鳥谷字高森沢	57番2	墓地	3,483㎡	145.39㎡	47.37㎡	宅地	1筆の一部

※実測地積及び実地の状況は、収用しようとする土地と一団の土地を記載したものであること。

(4) 通知すべき書面の保管 岩手県収用委員会事務局において保管しているので、来庁の上、その交付を受けること。

備考 「別紙」は、省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。

付記 上記の書面を受領しないときは、平成19年6月14日をもって通知があったものとみなされます。